

鳥取県告示第 921 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市西今在家字御堂下ノ谷252、字中ノ谷255の1、字上御堂259から261まで、字寺谷奥293、字寺谷300、字神谷口331から333まで、字神谷中334から338まで、340、341、342の1から342の24まで、343の1、343の2、344の1、344の3から344の8まで、345の1から345の3まで、字神谷奥346の1から346の7まで、本高字立見429、北村字反田ノ壱477、481、字中土居488の2、489の2、中村字大岩485の1、485の41から485の48まで、字赤松谷555から558まで、字木細工583、587、588の1から588の39まで、589の1、589の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中村字大岩485の1、485の41から485の48まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市本高字舞シ谷458の1、459の1、字茶屋土居ノ一466、字小松原ノ一470の1、470の2、字下土居ノ一482、483、486、487、字神子ケ谷ノ一509の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)